

「海外研究者招へい事業（STeP JAPAN）」

2027 年度海外招へい研究者受入機関の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 7 月 16 日(木)～2026 年 10 月 8 日(木) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDaooMAD?wfid=a0XJ20000077iCyMAI>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※応募者の責に依らないやむを得ない理由等（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、G ビズ ID や J グランツ等の外部システムのメンテナンスや障害発生等のシステム運営側の事情により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026 年 7 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. STeP JAPAN の趣旨及び概要	3
(1) 趣旨	3
(2) 概要	3
2. 応募要件	3
3. 応募方法	4
(1) 提出期限及び提出方法	4
(2) 提出書類	5
4. 採択された場合の補助金給費条件、遵守事項等	6
(1) 補助金給費条件	6
(2) 招へい研究者の遵守事項	6
(3) 受入機関の遵守事項	6
5. 招へい規模	7
6. 採択先の選定	7
(1) 評価・審査	7
(2) 採択案件の決定	7
(3) 採択先の公表及び通知	7
(4) 選定スケジュール	8
7. 公募説明会の開催	8
8. 事後評価	8
9. その他重要事項・留意事項	8
10. 問い合わせ先	8
【別紙】その他重要事項・留意事項	9
◆法令遵守、研究不正への対応	9
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	9
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	10
(3) 研究不正への対応	11

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2027年度海外研究者招へい事業（STeP JAPAN: Science and Technology Fellowship Program for JAPAN）（以下「STeP JAPAN」という。）により、海外招へい研究者の受入機関を、以下の要領にて募集いたします。

1. STeP JAPAN の趣旨及び概要

(1) 趣旨

日本国内において民間が実施する鉱工業基盤技術^(注1)の研究を支援すること、また、当該分野の国際研究協力を積極的に推進し、世界の科学技術の進歩及び経済の発展に寄与することを目的として、鉱工業基盤技術に関する試験研究に携わる海外の研究者を我が国に招へいします。なお、補助金は、我が国の個人や法人の方々のご寄付による公益信託資金（信託が受託し運用）の運用益から支出されています。

^(注1)「鉱工業基盤技術」とは鉱業及び工業の技術のうち経済産業省の所掌に係るものであって国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいいます。

(2) 概要

鉱工業基盤技術の研究にあたり、海外から来日する研究者（以下「招へい研究者」という。）を受け入れて共同研究を実施する国内の民間企業（以下「受入機関」という。）を NEDO が募集します。受入機関は、招へいしようとする研究者及び研究のテーマ、その他必要事項を記載した提案書類を NEDO に提出します。

NEDO では、提案を外部有識者から構成される審査委員会において評価・審査し、その結果に基づき優れた提案を採択します。採択された招へい案件については、NEDO から招へい研究者に対し、定められた給費条件・支給方法で渡航費、滞在費等の招へい費用を支給します。なお、本事業は研究費用を支弁するものではありませんのでご注意ください。

2. 応募要件

(1) 応募資格

提案者は、鉱工業基盤技術に関する試験研究を共同して行うために海外研究者の受入を希望する国内の民間企業^(注2)とします。なお、民間企業が応募者で、民間の基盤技術の向上に有効と認められれば民間企業以外の研究機関、大学等と共同研究、関連施設の利用が可能です。

^(注2)「民間企業」とは、行政機関や独立行政法人などの公的機関に属せずに経営をする企業であり、以下の組織やそれに属す組織は対象外です。

（対象外）国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、特別認可法人、公設試験研究機関、大学等学術研究機関、学校法人。

(2) 招へい研究者の要件

提案者が受け入れようと希望する研究者は、次の各号のいずれにも該当する者である必要があります。

- ① 受入機関において、一定期間（原則12か月以内）研究することが可能である者。
なお、招へい開始は、2027年度内とします。
- ② 鉱工業基盤技術に関し優れた識見を有する者であって、我が国の博士号に相当する学位を有する者、またはこれと同等の研究能力を有すると認められる者。
- ③ 外国籍の研究者、または外国におおむね10年以上在住の日本国籍を有し当該国の学界で活躍している研究者。

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 10 月 8 日（木）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDaoMAD?wfid=a0XJ20000077iCyMAI>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。

- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・応募者の責に依らないやむを得ない理由等（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、G ビズ ID や J グランツ等の外部システムのメンテナンスや障害発生等のシステム運営側の事情により申請ができない 等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①研究テーマ名（和文）
- ②研究テーマ名（英文）
- ③提出書類（「(2)提出書類」のアップロード）

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

1. 海外招へい研究者受入提案書	(別添) 提案様式(様式1)
2. 海外招へい研究者受入希望説明書	(別添) 提案様式(様式2)
3. 招へい研究者調書	(別添) 提案様式(様式3)
4. 関連する論文のコピー(10枚程度まで)	
5. 受入機関(民間企業)の概要	(別添) 提案様式(様式4)
6. 確約書(招へい者所属機関名で作成、様式自由)	
7. 会社案内等	
8. 直近の事業報告書	
直近3年分の単体／連結財務諸表(原則、円単位)(※)	

【留意事項】

- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書(製造原価報告書(製造業等の場合)、販売費及び一般管理費明細書を含む)」、「株主(社員)資本等変動計算書」を含めてください。「株主(社員)資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択された場合の補助金給費条件、遵守事項等

(1) 補助金給費条件

招へい研究者のクラスに応じ、「別表（2027 年度海外研究者招へい事業 給費条件及び支給方法）」の給費条件により補助金を支給します。なお、招へい研究者のクラスは、審査委員会の審査結果に基づいて決定されます。

クラス A: 優れた研究業績を有する研究者又は高度な専門知識を有する者（例えば、大学教授、又はこれに準ずる職位にある研究者。准教授クラスの職位であっても、優れた業績のある研究者。）

クラス B: 上記以外の研究者又は専門知識を有する者。

(2) 招へい研究者の遵守事項

招へい研究者には、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- 招へい期間中は、招へいの目的である研究計画以外の活動を行わないこと。
- 招へい期間中は、日本国法令を遵守するとともに、受入機関の規則及びその指示に従うこと。
- 研究計画の変更を要する事態が発生した場合は、速やかに受入機関と協議すること。
- 招へい期間を変更する場合または招へい期間中に一時出国する場合には、短縮日数分又は一時出国の日数の滞在費等を減額されても異議を唱えないこと。ただし、受入機関と連名により国際会議で発表するための短期の出国等の場合であって、NEDOが認めるときは、滞在費の減額を行わない。
- 招へい期間中に得た研究成果の取扱いについては、受入機関と招へい研究者の間で協議のうえ決定すること。
- 招へい期間中に、招へいに関して問題が生じた場合には受入機関と招へい研究者間で誠実に協議し、問題の解決を図ること。
- 帰国に先立ち、受入機関から指示された時期までに研究報告書を受入機関に提出すること。

(3) 受入機関の遵守事項

受入機関には、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- 採択された場合は速やかに招へい研究者に通知し、招へいを受け入れることを確認する等招へい研究者等との意思疎通を行い、辞退のないようにすること。
- 研究計画の変更を要する事態が発生した場合は、速やかにNEDOに対して通報するとともに、研究計画変更申請書をNEDOに提出（軽微な変更の場合を除く。）し、その指導・指示に従うこと。
- 来日までの招へい研究者との調整、空港への送迎、宿舎確保その他招へい研究者への支援を責任を持って行うこと。
- 招へい期間中に得た研究成果の取扱いについては、受入機関と招へい研究者の間で協議のうえ、決定すること。
- 招へい期間中に、招へいに関して問題が生じた場合には、受入機関の責務によるこ

ととして、招へい研究者と誠実に協議のうえ、解決を図るものとし、必要と認められる場合にはNEDOに連絡してその指示に従うこと。

- 招へい研究者から研究報告書を受けたうえ、これを含めた研究成果報告書を招へい研究者の帰国時までに取りまとめてNEDOに提出すること。

5. 招へい規模

2027 年度事業の招へい枠及び個々の招へいにおける招へい期間は、原則として1 機関1 名につき12 か月以内です。

6. 採択先の選定

(1) 評価・審査

提案に対しては、NEDO が設置する外部有識者から構成される審査委員会において、以下の審査基準によって評価・審査を行います。必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。

選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

① 招へい研究者の適格性

- ・ 提案基盤技術研究または鉱工業技術に関して優れた見識を有すること
- ・ 我が国の博士号に相当する学位を有するか、又は、これと同等の研究能力を有すると認められること

② 受入機関の適格性

- ・ 基盤技術又は鉱工業技術に関する試験研究を行う国内の民間企業であること
- ・ 当該海外研究者と共同で研究開発を行うこと
- ・ 当該海外研究者の適切な受入体制が構築されていること

③ 研究内容の評価指針

- ・ 当該研究の基盤技術強化への貢献度
- ・ 当該研究成果の活用に関する方向性

(2) 採択案件の決定

NEDO では、審査委員会の審査結果に基づいて 2027 年度招へい事業の採択案件を決定します。なお、応募状況等によっては、招へい期間をご提案より短縮していただくことがあります。

(3) 採択先の公表及び通知

選考結果（不採択の場合を含む）は、文書をもって提案者に通知します。
採択にあたって条件が付けられた場合には、通知文に条件を明記して通知します。
通知は、2027 年2 月中旬までに行う予定です。

(4) 選定スケジュール

公募から招へい開始までのスケジュールは概ね以下を予定しています。

2026 年 7 月 16 日： 公募開始
2026 年 10 月 8 日： 公募締め切り
2027 年 2 月頃： 採択決定
2027 年 4 月以降： 招へい開始

7. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026 年 7 月 31 日（金）12 時 15 分～13 時 00 分

開催形式：オンライン（Teams 形式）

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから 2026 年 7 月 30 日（木）17 時までに申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

[「海外研究者招へい事業（STeP JAPAN）」 2027 年度海外招へい研究者受入機関公募説明会](#)

8. 事後評価

招へい終了後、審査委員会により事後評価を受けます。評価結果は受入機関の責任者へ報告します。

9. その他重要事項・留意事項

法令順守や研究不正への対応などを「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

10. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2026 年 8 月 3 日（月）から 10 月 8 日（木）の間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スタートアップ支援部 STeP JAPAN 事務局

E-mail：STeP_JAPAN*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト

規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・ 特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術

情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策

定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金

額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail：helpdesk-2*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html